

[別紙]

様式1

事業報告書

(自 令和 4年 1月 1日 至 令和 4年 12月 31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 さくらスマイル会村橋歯科診療所
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
- 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 長崎県長崎市桜馬場1丁目2番12号

(3) 設立認可年月日 平成19年 3月20日

(4) 設立登記年月日 平成19年 3月22日

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人 さくらスマイル会 村橋歯科診療所	長崎県長崎市桜馬場 1丁目2番12号	

(2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)
該当なし

(3) 収益業務 (社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務)
該当なし

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項
令和4年 2月16日 令和3年度決算の決定

法人名 さくらスマイル会 村橋歯科診療所

※医療法人整理番号

所在地 長崎市桜馬場1丁目2番12号

貸 借 対 照 表

(令和 4年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	38,887	I 流動負債	7,171
II 固定資産	30,628	II 固定負債	2,268
1 有形固定資産	(9,922)	負債合計	9,439
2 無形固定資産	()	純資産の部	
3 その他の資産	(20,706)	科 目	金 額
		I 資本金	9,500
		II 資本剰余金	
		III 利益剰余金	50,576
		IV 評価・換算差額等	
		純資産合計	60,076
資産合計	69,515	負債・純資産合計	69,515

法人名 さくらスマイル会 村橋歯科診療所

※医療法人整理番号

所在地 長崎市桜馬場1丁目2番12号

損 益 計 算 書

(自 令和 4年 1月 1日 至 令和 4年 12月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	92,787
2 事業費用	97,160
本来業務事業損失	4,373
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事業損失	4,373
II 事業外収益	2,611
III 事業外費用	0
經常損失	1,762
IV 特別利益	
V 特別損失	
税引前当期純損失	1,762
法人税等	71
当期純損失	1,833

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 2

法人名 医療法人 さくらスマイル会 村橋歯科診療所

※医療法人整理番号

所在地 長崎市桜馬場1丁目2番12号

財 産 目 録

(令和 4年12月31日現在)

1. 資 産 額	69,515 千円
2. 負 債 額	9,439 千円
3. 純 資 産 額	60,076 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	38,887
B 固 定 資 産	30,628
C 資 産 合 計 (A+B)	69,515
D 負 債 合 計	9,439
E 純 資 産 (C-D)	60,076

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式5

監事監査報告書

医療法人 さくらスマイル会 村橋歯科診療所
理事長 村橋 秀夫 殿

私は、医療法人 さくらスマイル会 村橋歯科診療所 の令和 4 会計年度（令和 4 年 1 月 1 日から令和 4 年 12 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 5 年 2 月 15 日

医療法人 さくらスマイル会
村橋歯科診療所

監事 村橋 公子 